資料１

久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会について

１　久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図り、これらの制度をより発展させていくため、地方自治法第１３８条の４第３項の規定に基づく市長の附属機関

２　久喜市情報公開・個人情報保護運営審議会の所掌事項

審議会は、情報公開条例第２条第１項及び個人情報保護条例第２条第４号に規定する実施機関の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議し、答申する。

(1) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項
　① 情報公開制度に関する事務の改善等について意見を述べること

(2) 保護条例の規定による実施機関が審議会の意見を聴くこととされた事項
　① 思想、信条、宗教等の個人情報の取扱制限に関する事項の取扱いについて意見を述べること
　② 本人収集の適用除外事項について意見を述べること
　③ 本人収集の適用除外事項に伴う本人通知の省略について意見を述べること
　④ 目的外利用及び外部提供の制限の適用除外事項について意見を述べること
　⑤ 目的外利用及び外部提供に伴う本人通知の省略について意見を述べること
　⑥ 電子計算機のオンライン結合の実施に関して意見を述べること
　⑦ 個人情報の不適正取扱い事業者を公表することについて意見を述べること

(3) 個人情報保護条例の規定により実施機関が審議会に報告すること
　① 個人情報取扱事務の届出（変更及び廃止の届出を含む。）に関する報告を受けること
　② 電子計算機のオンライン結合の停止及びその他の必要な措置を講じたことに関する報告を受けること